

一般社団法人日本医療情報学会
定 款 施 行 規 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本医療情報学会（以下、「本法人」という。）の定款の施行と運用に関する事項を規定する。

第2章 会 員

(会員の特典)

第2条 本法人の会員は、次の特典を優先的に受ける。

- (1) 本法人が催す各種の学術的会合の通知および参加への便宜の提供
- (2) 学会機関誌への投稿（準会員、寄贈会員、購読会員を除く）
- (3) 学会機関誌の購読
- (4) 学会関係刊行物購入の便宜
- (5) 賛助会員においては会費口数に応じた事業広告の優先割引掲載

(会員の入会および会員資格の確認)

第3条 本法人の会員になろうとする者は、本法人が運営するインターネット上のウェブサイトより入会申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員については第5条に従う。

- 2 前項の入会申し込みが行われたときは、理事会において会員資格の審査を行い、速やかにその結果を本人に通知しなければならない。
- 3 学生会員は、入会した後も、日本医療情報学会の求めがあるときは、学生証もしくは在学証明書を提出しなければならない。それらの証明書が提出されない場合は、会員の種類を正会員に変更する。

(入会金および会費)

第4条 本法人の入会金は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 正会員 | 2, 0 0 0 円 |
| (2) 準会員 | 2, 0 0 0 円 |
| (3) 学生会員 | 2, 0 0 0 円 |
| (4) 賛助会員A | 8 0, 0 0 0 円 |
| 賛助会員B | 2 0, 0 0 0 円 |

賛助会員C 10,000円

賛助会員D 6,000円

- (5) 指名正会員 免除
- (6) 寄贈会員 免除
- (7) 購読会員 免除
- (8) 名誉会員 免除

2 本法人の会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年額 10,000円

ただし、学会機関誌（冊子体）の送付を希望する者は年額13,000円とする。

- (2) 準会員 年額 5,000円

ただし、学会機関誌（冊子体）の送付を希望する者は年額8,000円とする。

- (3) 学生会員 年額 3,000円

ただし、学会機関誌（冊子体）の送付を希望する者は年額6,000円とする。

- (4) 賛助会員A 年額400,000円

（指名正会員40名以内）

賛助会員B 年額100,000円

（指名正会員10名以内）

賛助会員C 年額 50,000円

（指名正会員5名以内）

賛助会員D 年額 30,000円

（指名正会員3名以内）

ただし、学会機関誌（冊子体）の送付を希望する者は送付を希望する指名正会員1人当たり年額3,000円を別に徴収する。

- (5) 指名正会員 免除
- (6) 寄贈会員 免除
- (7) 購読会員 年額 10,000円

ただし、学会機関誌（冊子体）の送付を希望する者は年額15,000円とする。

- (8) 名誉会員 免除

（名誉会員）

第5条 名誉会員は理事会が推戴し、社員総会の承認を得る。

2 名誉会員に推戴された者が就任を許諾する場合は、承諾書を提出する。

3 名誉会員は、第2条に規定する会員の特典を受けることができる。

第3章 役員

（役員の種類と数）

第6条 本法人は、定款第19条第1項に定める理事・監事および第2項に定める代表理事

(理事長)のほか、以下の役員を置く。

(1) 副代表理事(副理事長)

2名以内

(2) 学術大会長 各年度の定期学術大会ごとに各1名

(3) 幹事 若干名

(役員の選任)

第7条 第6条で定める役員の選任方法は、以下のとおりとする。

(1) 副代表理事(副理事長)は、代表理事(理事長)が理事のなかから選定し、理事会の承認を得て選任する。

(2) 学術大会長は、正会員または指名正会員のなかから自薦、他薦による候補者を選定し、理事会の議決により選任する。選任された学術大会長は、社員総会の議を経て理事とする。なお、学術大会長の資格で選任された理事には、定款第20条の年齢制限を適用しない。

(3) 幹事は、代表理事(理事長)が社員のなかから選定し、理事会の承認を得て選任する。なお、そのうち若干名を、すべての理事会に出席する幹事(常任)とすることができる。

(役員の職務)

第8条 第6条で定める役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 副代表理事(副理事長)

代表理事(理事長)を補佐し、代表理事(理事長)に事故あるときはその職務を代行する。

(2) 学術大会長

定期学術大会を主宰する。

(3) 幹事

ア 必要に応じて担当運営委員会に出席し、執行上の課題を協議するなど、理事を助けて会務を分掌する。

イ 必要に応じて理事会に陪席して理事を補佐する。

(役員の就任承諾書)

第9条 役員として選任された者が就任を承諾する場合は、承諾書を提出する。

第4章 事業執行体制

(事業執行に関わる組織)

第10条 本法人の事業執行を円滑に推進するために、次の組織を置き、別に定める「一般社団法人日本医療情報学会事業執行に関わる組織に関する細則」に基づき会務を遂行する。

- (1) 理事会
- (2) 運営委員会
- (3) 学術大会組織委員会
- (4) 支部会
- (5) 医療情報技師育成部会
- (6) 看護部会
- (7) 標準策定・維持管理部会
- (8) 医療情報総合戦略研究部会
- (9) 専門医部会
- (10) 課題研究会
- (11) 臨時委員会
- (12) その他の組織

(担当理事)

第11条 本法人の事業を執行するにあたっては、担当理事を置き、次の責務を分掌する。

- (1) 事業執行に関する規則の制定、改正および廃止
- (2) 本法人の年間事業計画の立案と理事会への諮問、前条第2号、第5号から第8号、第10号、ならびに第11号で定める各組織が分掌する事業の執行、およびその他代表理事（理事長）が必要と認めた事業の執行
- (3) 本法人の年間事業予算の立案と事業決算報告の作成および理事会への提出
- (4) 前記各号のほか代表理事（理事長）が必要と認めて付議した事項

第5章 会 議

(理事会の開催)

第12条 集合して行う理事会の召集は、社員総会に引き続き開催される場合を除き、原則として開催の3週間前までに行う。

- 2 電子メールによる理事会は、定款第31条第2項に定める書面または電磁的記録による理事会と同等に扱う。
- 3 書面または電磁的記録による理事会は、審議期間を開催日から1週間以上とする。
- 4 会議の議事録ならびに議決は、学会機関誌または本法人が運営するインターネット上のウェブサイトに掲載し、通知する。

第6章 事務局

(所 在)

第13条 本法人の主たる事務局を東京都文京区に置く。

(事務局長)

第14条 本法人の事務処理の責任者として専任の事務局長を置き、代表理事（理事長）の要請により会務にかかわる事務局の運営管理を行う。

- 2 事務局長は事務局業務を総理し、その円滑な運営を図る。
- 3 事務局長は、事業執行に関わる組織の担当理事と協議の上、事務処理を執行する。
- 4 事務局長は75歳以下の者とする。
- 5 事務局長の任期は当該事業年度の代表理事（理事長）の在任期間とする。ただし、理事会の議を経て再任は妨げない。
- 6 事務局長は、本法人のすべての会議に出席して意見を述べることができる。
- 7 事務局長は報酬を受けることができる。雇用条件、給与額は総務・規約を担当する運営委員会において定める。

(事務局員)

第15条 本法人の事務処理を行うため若干名の事務局員を置く。

- 2 事務局員は事務局長が選任し、その監督の元に事務局業務を分担する。
- 3 事務局員は業務に応じた報酬を得ることができる。
- 4 その他、事務局員の就業規則および雇用条件は別に定める。

(必要書類の管理)

第16条 事務局には、常に次に掲げる帳簿および書類または電磁的記録を備えおかねばならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (3) 社員名簿および社員の異動に関する書類
- (4) 理事、監事および評議員の選任の経緯に関する書類
- (5) 理事、監事および評議員の名簿および履歴書
- (6) 許可等および登記に関する書類
- (7) 定款および定款施行規則に定める組織の議事に関する書類
- (8) 事業執行に関する記録書類
- (9) 収入および支出に関する帳簿および証拠書類
- (10) 資産、負債および正味財産増減の状況を示す書類
- (11) その他必要な帳簿書類

第7章 補 則

(定款施行規則の細則)

第17条 その他、本規則についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

（定款施行規則の変更）

第18条 本規則を変更しようとするときは、理事会に提案し、その議決を経て社員総会の承認を受けなければならない。

附則1 本規則は、平成21年6月14日から施行する。

2 本規則は、平成23年6月17日に改正し、同日から施行する。

3 本規則は、平成24年6月1日に改正し、同日から施行する。

4 本規則は、平成25年6月21日に改正し、同日から施行する。

5 本規則は、平成26年11月6日に改正し、同日から施行する。

6 本規則は、平成29年6月2日に改正し、同日から施行する。

7 本規則は、令和5年6月30日に改正し、同日から施行する。

8 本規則は、令和7年7月4日に改正し、同日から施行する。